

**「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における簡易型総合評価  
評価落札方式における事後審査試行要領」の一部改正の概要**  
(令和6年10月1日以降適用)

- 1 企業の業務成績・技術者の業務成績の評価対象期間を見直す。
  - (1) 事後審査試行要領
  - (2) 様式1 (事後審査) 通常型 技術資料に係る自己評価申請書
  - (3) 様式1 (事後審査) 若手・女性 技術資料に係る自己評価申請書

**「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方  
式ガイドライン【試行版】」の一部改正の概要**  
(令和6年10月1日以降適用)

- 1 企業の業務成績／技術者の業務成績の評価対象期間の見直し  
「企業の業務成績」および「技術者の業務成績」における評価の対象を、現行の過去4年度から過去5年度に見直す。
- 2 企業の業務成績／技術者の業務成績／技術者のCPD（継続教育）の評価対象期間の見直し時期の変更  
年度当初の期間については、実績等の取りまとめに時間を要するため、対象年度の見直し時期を従前の6月から7月に見直す。

■改正する様式等

- (1) 別紙業務4 (標準公告例：標準型総合評価落札方式)
- (2) (標準公告例：簡易型総合評価落札方式)
- (3) (標準公告例：簡易型総合評価落札方式 (事後審査))

※令和6年度は、配置予定技術者の継続教育（CPD）単位取得の評価対象期間を、過去2年度のところ過去3年度とする特例措置を、令和5年度に引き続き実施している。インターンシップ等の受入れ実績についても、評価対象期間を過去2年度のところ過去3年度とする特例措置を実施している。